

漁業経営セーフティネット構築事業 省エネ計画

平成 年 月 日

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会 御中

参加契約団体 県漁連 御中
事務契約団体 漁協 御中

申請者住所 _____

申請者氏名 _____ 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

契約管理番号

0	0					
---	---	--	--	--	--	--

(主な漁業種類: _____)

私は、「水産庁長官が別に定める加入者等について」(平成 25 年 6 月 24 日付け 25 水漁第 679 号水産庁長官通知)の第 1 の 1 の (2) に基づき、以下の省エネ計画を策定し、取り組めます。

※ 別紙に記載した省エネ取組項目のうち、2 つ以上を選択し、以下にその番号と取組内容を記述してください。記述に際しては別紙、記載例を参考に取組前から取組後どうなるか、内容を () 内に記述して漁連・漁協 (加入団体) 経由、当協会宛提出してください。

1. 省エネ取組項目番号: 項目名 (_____ : _____)
取組内容 (_____) 開始時期 (_____)

2. 省エネ取組項目番号: 項目名 (_____ : _____)
取組内容 (_____) 開始時期 (_____)

(以下、必要に応じて記入してください。)

3. 省エネ取組項目番号: 項目名 (_____ : _____)
取組内容 (_____) 開始時期 (_____)

4. 省エネ取組項目番号: 項目名 (_____ : _____)
取組内容 (_____) 開始時期 (_____)

※ 平成 26 年度末までに、一般社団法人漁業経営安定化推進協会に設置された省エネ計画審査委員会より貴殿の省エネ計画策定内容について確認させていただく場合があります。

※ 平成 26 年度末において、天災、死亡等のやむを得ない理由がある場合を除き、本紙に記載した取組を実施しなかった場合は、漁業経営セーフティネット構築事業の運用について (平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3038 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。) の第 4 の 7 規定により国から補助された額に相当する額から、運用通知第 4 が適応されなかった場合に国から補助される額を控除して得た差額を、補填積立金との相殺、以後に交付される補填金との相殺、返還等により調整させていただきます。

漁業経営セーフティネット構築事業

省エネ計画

平成 年 月 日

事業参加団体経由
漁安協 宛送付

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会 御中

参加契約団体 ○○県漁連 御中

事務契約団体 ○○漁協 御中

申請者住所 ○×▼市 ○×▼町1丁目1番

申請者氏名 漁安協太郎印

既に参加済みの方
契約番号記入！

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

契約管理番号 : 既加入者の場合のみ記入

0	0	8	7	6	5	4
---	---	---	---	---	---	---

※漁安協からの付記記載の現行00で始まる7ケタの番号

(主な漁業種類：小型いか釣り漁業)

私は、「水産庁長官が別に定める加入者等について」(平成25年6月24日付け25水漁第679号水産庁長官通知)の第1の1の(2)に基づき、以下の省エネ計画を策定し、取り組みます。

※ 別紙に記載した省エネ取組項目のうち、2つ以上を選択し、以下にその番号と取組内容を記述してください。記述に際しては別紙、記載例を参考に取組前・後の内容を()内に記述してください。

- 省エネ取組項目番号：項目名 (1：減速航行)
取組内容 (航行速度 現行12ノットを11ノットに下げて航行 開始時期 25年7月～)
- 省エネ取組項目番号：項目名 (2：出漁日数の抑制)
取組内容 (出漁日を月22日から月20日に減らす 開始時期 21年7月～)
- 省エネ取組項目番号：項目名 (4：操業時間の短縮)
取組内容 (操業時間を1時間早めに切り上げる 開始時期 25年7月～)
- 省エネ取組項目番号：項目名 (11：集魚灯の光力削減)
取組内容 (集魚灯一部撤去し効力を180kwから160kwへ低減 開始時期 21年2月～)

記述例のうち

“省エネ取組項目番号(22：その他)”を選択した場合、5%以上の省エネ効果を有する内容を記述下さい。
上記、計画期間の「開始時期」となる基準年度については、水産庁Q&A等をご参照ください。

- ※ 平成26年度末までに、一般社団法人漁業経営安定化推進協会に設置された省エネ計画審査委員会より貴殿の省エネ計画策定内容について確認させていただく場合があります。
- ※ 平成26年度末において、天災、死亡等のやむを得ない理由がある場合を除き、本紙に記載した取組を実施しなかった場合は、漁業経営セーフティネット構築事業の運用について(平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。)の第4の7規定により国から補助された額に相当する額から、運用通知第4が適応されなかった場合に国から補助される額を控除して得た差額を、補填積立金との相殺、以後に交付される補填金との相殺、返還等により調整させていただきます。